

一般社団法人  
成田労働基準協会 会長 殿

成田労働基準監督署長



### 死亡災害の急増に伴う要請について

平素より労働災害の防止を始めといたしまして、労働行政に多大なるご理解とご協力を賜っておりますことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

加えまして、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大防止への各般のご尽力にも感謝申し上げます。

さて、千葉県内における死亡災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には減少しておりますが、過去 5 年間におきましては増減を繰り返し、着実に減少しているとは言い難い状況となっております。

加えまして、令和 2 年に入って以降、死亡災害が急増しており、4 月末現在で 13 名（速報値。前年同期比 5 名増）の方の尊い生命が失われるに至っております。

全国的に見ましても、千葉県は死亡者数ワースト 1 位となっており、極めて深刻な状況となっております（4 月末現在。千葉労働局調べ）。

このため、千葉労働局におきましては、これ以上の死亡災害を発生させないとの強い決意の下に、令和 2 年度の全国安全週間の準備期間において実施すべき事項（別添）のうち、前倒しにて実施が可能なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、6 月 1 日より前に実施いただくよう、広く千葉県内の事業場に呼び掛けることといたしました。

その際には、今年発生した死亡災害の過半数が車両を用いた作業時に発生していることなど、災害傾向に着目して取りまとめた資料（別紙）を併せて周知することといたします。

つきましては、貴団体におかれましても、死亡災害の撲滅に向けた取組といたしまして、全国安全週間の準備期間においての実施すべき事項につき、可能な限り前倒して実施することにつきまして、是非ともご賛同賜りますとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段のご配慮をお願い申し上げます。

千葉労働局管内の死亡災害発生状況（令和2年4月末・速報）

【別紙】

千葉労働局労働基準部健康安全課

1 車両による死亡災害（7件）

重機、トラック、フォークリフトの運転や荷積み（卸し）時の安全が確保されていますか？

	発生日	業種	事故の型	災害発生状況
1	1月18日	製鉄・製鋼・ 圧延業	挟まれ・巻 き込まれ	ホイールローダーを運転して後退したところ、常設の階段とホイールローダーのハンドルとの間に胸部を挟まれた。
2	1月20日	水産食料品製 造業	墜落・転落	被災者がフォークリフトのパレット（高さ約2.5m）に乗って棚から荷を取り出してパレットに乗せた後、フォークリフトがパレットを上げた状態で後退したところ、パレットから墜落した。
3	1月21日	その他の土木 工事業	転倒	被災者がトラックの荷台からドラグショベルを地上に降ろそうとした際、荷台に掛けた2本の道板のうちの1本が外れてドラグショベルが横転したため運転席から投げ出され、付近の立木とドラグショベルとの間に挟まれた。
4	1月30日	一般貨物自動 車運送業	崩壊・倒壊	県外の納入先でのH形鋼材の荷降ろし作業中、トラック運転手が納入先のクレーンオペレーターと橋形クレーン2.8tを用いてトラック上の複数本に束ねられた鋼材の1つにクランプをかませ、束から引き抜こうとし、運転手が引き抜きの補助作業のため、鋼材を手で強く引っ張った際、トラックの側面から転落し、その上にH形鋼材も落下してきたため下敷きになった。
5	2月5日	一般貨物自動 車運送業	墜落・転落	県外の工場の石膏サイロにおいて、バルク車（粉粒体運搬車）に荷積みをするため、バルク車のタンク上方（高さ約3m）に上がり、タンク投入口とサイロ排出口の連結作業を行っていた運転手が墜落した。
6	3月26日	ゴルフ場	墜落・転落	被災者が単独で除草剤散布車（スプレーヤー）を運転してコース内で除草剤の散布作業を行っていたところ、コース周囲に張り巡らされた害獣除けのフェンスを突き破ってスプレーヤーごと崖を約20m転落（逸走）し、スプレーヤーの後方で仰向けに倒れているところを発見された。
7	4月2日	産業廃棄物処 理業	はさまれ、 巻き込まれ	アスファルトガラ等を粉砕する施設内において、被災者が単独で、ホッパーやベルトコンベアの下に堆積した土砂の除去作業を行っていた。ミニコンボで土砂をキャリアダンプ（不整地運搬車、最大積載量990kg）に積み込んだ後、ダンプの運転席に乗車、運転して後進させていたところ、背後にあった設備の階段に激突、階段に押された運転席シートの背もたれとダンプの荷台の間に胸部を挟まれた。

## 2 共同作業時の死亡災害（7件）※上記1と重複掲載

事前の打合せ（役割分担、指揮命令系統明確化など）により、安全が確保されていますか？

	発 生 日	業 種	事故の型	災 害 発 生 状 況
1	1月17日	土地整理土木 工事業	崩壊・倒壊	住宅造成工事現場において、地山掘削後の高さ約5mの法面の手前に擁壁を設置するため、ブロックを積み上げる作業をしていたところ、法面が崩壊し、土砂に埋まった。
2	1月20日	水産食料品製 造業	墜落・転落	被災者がフォークリフトのパレット（高さ約2.5m）に乗って棚から荷を取り出してパレットに乗せた後、フォークリフトがパレットを上げた状態で後退したところ、パレットから墜落した。
3	1月30日	一般貨物自動 車運送業	崩壊・倒壊	県外の納入先でのH形鋼材の荷降ろし作業中、トラック運転手が納入先のクレーンオペレーターと橋形クレーン2.8tを用いてトラック上の複数本に束ねられた鋼材の1つにクランプをかませ、束から引き抜こうとし、運転手が引き抜きの補助作業のため、鋼材を手で強く引っ張った際、トラックの側面から転落し、その上にH形鋼材も落下してきたため下敷きになった。
4	3月4日	警備業	おぼれ	2名で委託先の巡回作業を行っていた警備員のうち1名が敷地内のバスから海中に転落し、搬送先の病院で死亡した。
5	3月11日	電気通信工事 業	崩壊・倒壊	5本の鉄骨支柱と鉄製屋根（高さ2.5m）からなる鉄骨製倉庫の解体作業中に、溶断した鉄骨屋根の一部（根元を溶断した支柱が2本付いた状態）を移動式クレーンで吊り上げたところ、残る屋根を支える3本の支柱が折れて屋根が倒壊し、当該屋根上で溶断作業のために立っていた被災者が地上に墜落した。
6	3月12日	その他の土木 工事業	激突され	チェーンソーによる伐木作業中、かかり木がかかっていた木を伐倒した際、倒れてきたかかり木が被災者に激突した。
7	4月15日	その他の製造 業（その他）	有害物との 接触	飼料の製造工場で原料の粉砕機の清掃のため、粉砕中に機械から発生する流失物から固形物を漉し取るためにダクト（1m×1m、深さ4m）の底に設置されたストレーナーを回収するためテルハで吊り上げようとしたところ、テルハのフックから吊り具が外れてしまったため、ダクト内部に降り、吊り具を取り付けた直後にけいれんし、意識を失った。

### 3 単独作業時の死亡災害（6件）※上記1と重複掲載

事業主の直接の指揮が届きにくい環境下での作業の安全が確保されていますか？

	発 生 日	業 種	事故の型	災 害 発 生 状 況
1	1月18日	製鉄・製鋼・ 圧延業	挟まれ・巻 き込まれ	ホイールローダーを運転して後退したところ、常設の階段とホイールローダーのハンドルとの間に胸部を挟まれた。
2	1月21日	その他の土木 工事業	転倒	被災者がトラックの荷台からドラグショベルを地上に降ろそうとした際、荷台に掛けた2本の道板のうちの1本が外れてドラグショベルが横転したため運転席から投げ出され、付近の立木とドラグショベルとの間に挟まれた。
3	2月5日	一般貨物自動 車運送業	墜落・転落	県外の工場の石膏サイロにおいて、バルク車（粉粒体運搬車）に荷積みをするため、バルク車のタンク上方（高さ約3m）に上がり、タンク投入口とサイロ排出口の連結作業を行っていた運転手が墜落した。
4	2月25日	産業廃棄物処 理業	挟まれ・巻 き込まれ	ベルトコンベヤーを流れてくるコンクリートガラ中のプラスチックごみを取り除いていた作業員が、ベルトコンベヤーのプリー付近で頭部から出血して倒れているところを発見された。回転中のベルトとホッパーとの隙間に巻き込まれたものと推定される。
5	3月26日	ゴルフ場	墜落・転落	被災者が単独で除草剤散布車（スプレーヤー）を運転してコース内で除草剤の散布作業を行っていたところ、コース周囲に張り巡らされた害獣除けのフェンスを突き破ってスプレーヤーごと崖を約20m転落（逸走）し、スプレーヤーの後方で仰向けに倒れているところを発見された。
6	4月2日	産業廃棄物処 理業	はさまれ、 巻き込まれ	アスファルトガラ等を粉砕する施設内において、被災者が単独で、ホッパーやベルトコンベアの下に堆積した土砂の除去作業を行っていた。ミニユンボで土砂をキャリアダンプ（不整地運搬車、最大積載量990kg）に積み込んだ後、ダンプの運転席に乗車、運転して後進させていたところ、背後にあった設備の階段に激突、階段に押された運転席シートのおもたれとダンプの荷台の間に胸部を挟まれた。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

# 3つの「密」を避け ましょう!

①換気の悪い  
密閉空間



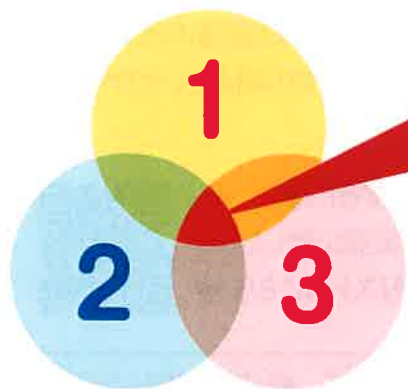
②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には  
消毒などを行ってください。



～ 全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ ～

## 新型コロナウイルス感染症対策について 十分留意しながら実施するようお願いします

◇全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施しています。本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

「全国安全週間」 7月1日（水）から 7月7日（火）まで  
「準備期間」 6月1日（月）から 6月30日（火）まで

次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

◇全国安全週間実施要綱の9（1）で、全国安全週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。

◇特に、実施事項の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。

◇例えば、「大会や講演会などのイベント開催の中止または延期」、「多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の中止、延期または開催形式の見直し、参加者の限定」、「テレビ会議などの積極的活用」などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくよう、お願いします。

◇職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを作成しました。チェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

チェックリストはこちら →



## 令和2年度全国安全週間実施要綱

### 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上死傷災害については、前年を下回る見込みであるものの、死傷災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められる。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、多様なニーズをもつ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしている。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和2年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減**

### 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

### 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
  - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
  - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
  - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
  - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
  - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
  - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
  - ① 安全衛生活動の推進
    - ア 安全衛生管理体制の確立
      - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
      - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
      - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
      - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
    - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
      - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
      - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
      - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
      - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
    - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
      - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
      - (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
    - エ リスクアセスメントの実施



- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）
- オ その他の取組
  - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ア 建設業における労働災害防止対策
    - (ア) 一般的事項
      - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
      - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
      - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
      - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
    - (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
      - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
      - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
  - イ 製造業における労働災害防止対策
    - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
    - (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
    - (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
    - (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
    - (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
  - ウ 林業の労働災害防止対策
    - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
    - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
  - エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
    - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
    - (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
    - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
    - (エ) トラックの逸走防止措置の実施
    - (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
  - オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
    - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
    - (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

- (ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等